

資料1

第3回太陽光発電事業に関する事業者 指導の在り方検討会議

資料 1

令和2年11月26日

山梨県

1 これまでの論点・意見と条例による 規制の方向性について

これまでの論点と意見 ①

■ 論点1 これから着手される案件への対応

(現状) ・未稼働案件が多数残っている中で、失効制度が導入され、駆け込み的に工事に着手するケースが急増する可能性。

(意見) ・山林や急斜面等への設置は、防災上大きな問題であり、条例で厳しく規制すべき。
・設置を急ぐあまり、粗雑工事や住民との合意形成を軽視する事態を懸念。

■ 論点2 法令はあるが許可等の手続きを要しない施設への対応

(現状) ・意図的に面積を調整する事例もある。こうした事業者は指導に従わないことが多い
・ガイドラインにおける「立地を避けるべきエリアへ」の設置についても、法令上の許可等が定められていないものがある。

(意見) ・面積を調整し、法規制の対象外とすることで、防災対策にかかる費用を削減し、利益を出そうとしているのではないか。
・森林法など関係する法令はあるが、法の適用を逃れようとする事業者がでてくるので、条例化でしっかり規制をするべきではないか。

これまでの論点と意見 ②

■ 論点3 地域からの信頼確保に向けた対応

(現状) ・森林伐採を伴う施設や急斜面へ設置される施設について、地域住民は災害の発生や環境破壊を懸念。

(意見) ・太陽光自体は、再生可能エネルギーとして有用なもの。条例で設置を規制するエリアとそれ以外のエリアを明確にするべき。

・安全を確保するため、規制エリアはより広範囲に設定し、エリア内に設置する場合は安全対策を講じさせた上で、事業を行わせる必要。

■ 論点4 施設の適切な維持管理への対応

(現状) ・ガイドラインに基づく指導では事業計画書が提出されないケースが多く、国が公表している認定情報だけでは、施設の状況を正確に把握できない。

(意見) ・森林法などの法令は設置段階では厳しいが、その後の維持管理については規制が緩いため、既に稼働している施設も含め、条例で規制を強化する必要。

・維持管理計画書の提出を義務化など維持管理の状況の確認ができる仕組みを作るべき。

本日、御意見をいただきたい項目（条例による規制の方向性）

1 対象となる施設と設置を規制すべき区域

⇒規制する施設規模

⇒新規設置を規制するエリアとそれ以外のエリアの明確化

2 規制区域に設置する場合の条件について

⇒防災上の安全対策

⇒景観や環境への対策

⇒地域住民との合意形成

3 施設の適切な維持管理等を確保するために必要な事項

⇒対象とする施設について

⇒施設の適切な維持管理等させる仕組み

4 条例の実効性を担保する措置

2 対象とする施設の規模と新規設置 を規制すべき区域

対象とする施設の規模

◎検討の視点

⇒規制する区域の新規設置は原則として禁止すべきではないか。

⇒ガイドラインでの対象施設の考え方を踏まえると、規制する施設の規模は全ての事業用太陽光発電施設（出力10kW以上の野立て）とすべきではないか。

他自治体の状況（再掲：第2回資料）

		施行日	対象	
県	岡山県	R1.10	出力50kw以上	許可・届出
	和歌山県	H30.3	出力50kw以上	認定
	兵庫県	H29.3	事業区域5,000㎡(1,000㎡以上)	届出
市町村	熱海市	R2.10	事業区域1,000㎡以上	届出
	北杜市	R1.10	出力10kw以上	許可
	神戸市	R1.7	出力10kw以上	許可
山梨県ガイドライン		H27.11	出力10kw以上	

対象とする施設の規模 (再掲：第2回資料)

電気事業法上の義務に係る出力条件

<太陽電池発電設備の保安規制の対応>

出力等条件	保安規制	
	<事前規制> 安全な設備の設置を 担保する措置	<事後規制> 不適切事案等 への対応措置
2,000kW 以上	技術基準の適合 電気主任技術者の届出 保安規程の届出	工事計画 の届出 使用前 自主検査
50kW～ 2,000kW		使用前 自己確認 (500kW以上)
50kW未満 小出力発電設備		報告徴収 事故報告 対象に追加 <small>※事故報告は、 住宅用につい ては除く</small>
		立入検査 <small>※居住の用 に供されて いるものも 含める。</small>

※FIT法により10kW以上は全量買取の対象となることから一般的に事業用とされている。

山梨県の出力別認定件数

資源エネルギー庁 R2.4公表データより

	稼働中	未稼働
50kw未満	10,632	3,034
50～ 1,000kw未満	233	36
1,000kw以上	62	22
合計	10,927	3,092

規制の手法について

◎ 条例による規制の方向性

⇒設置を規制するエリアとそれ以外のエリアの明確化。

⇒安全性などに明らかに問題がない施設は、例外的に規制区域への新設を認め、知事の許可制としたらどうか。

◎ 検討の視点

⇒森林伐採を伴うものや急傾斜地等は、特に防災上の観点から、災害の発生が懸念されるため、規制が必要ではないか。

- ・ 森林法で規定される森林地域
- ・ 土砂災害等が発生している、もしくは発生する恐れが高い区域
- ・ 土砂災害等が発生した場合、住民の生命・身体に被害が生じる恐れのある区域

⇒県土面積の約 8 割が森林である本県の実情から、森林伐採を伴う区域はできるだけ幅広く対象とすべきではないか。

規制の手法について

(1) 森林の伐採を伴う区域

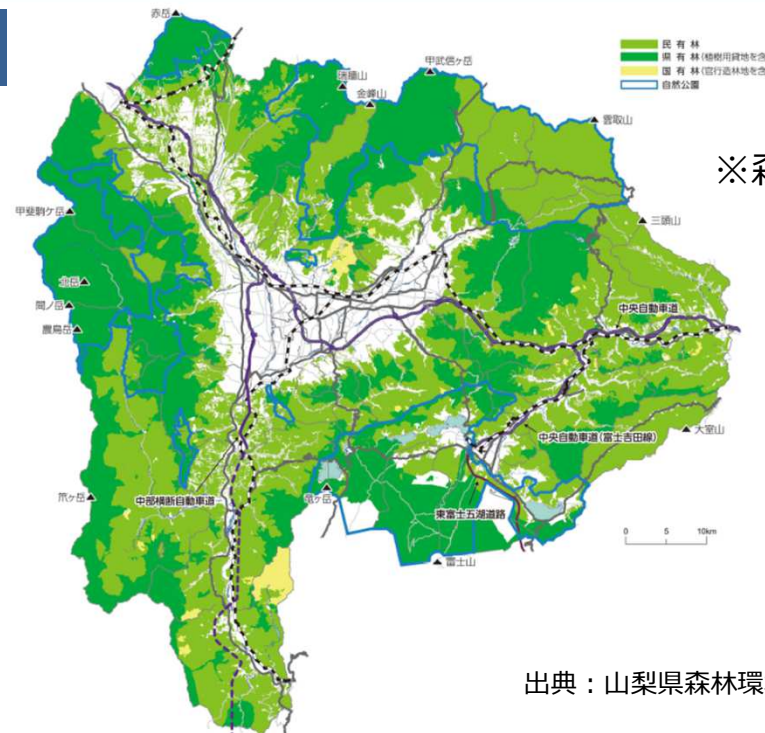
■ 森林法第5条に規定する森林地域（地域森林計画対象民有林）

◎ 現行ガイドラインでは、「立地に慎重な検討が必要なエリア」に指定。

地域森林計画（知事が民有林を対象に森林の保全などを5年ごとに立てる計画）の対象となる森林。ほとんどの森林地域が含まれる。

森林法に規定する森林地域のイメージ

山梨県森林位置図



※森林地域は県土面積の78%を占める

出典：山梨県森林環境部 リーフレット「やまなしの森林」より

規制の手法について

◎現行ガイドラインでは、(1)(2)とも災害リスクが高いため、「立地を避けるべきエリア」に指定

(2) 土砂災害等が発生している、もしくは発生する恐れが高い区域

① 砂防指定地（砂防法）

② 地すべり防止区域（地すべり等防止法）

③ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

※岡山県では上記3区域は設置禁止区域

◎現行ガイドラインでは、「立地に慎重な検討が必要なエリア」に指定

■ 山地災害危険地区（林野庁 山地災害危険地区調査要領）

(3) 土砂災害等が発生した場合、住民の生命・身体に被害が生じる恐れのある区域

■ 土砂災害警戒区域（土砂災害特別法）

※岡山県では設置に適さない区域

急傾斜地等の崩壊が生じた場合、住民の生命・身体に被害が生じる恐れのある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある区域。

■ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害特別法）

※岡山県では設置禁止区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地等の崩壊が生じた場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命・身体に著しい危害を生じる恐れがある区域

(参考資料)

○防災上の対象区域比較

区域名	根拠法令等	概要	制限行為等
砂防指定地	砂防法	砂防法に基づき指定され、土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐため、土地の形を変えるなどの行為を制限し、砂防えん堤などの工事が行われる区域	知事の許可 施設または工作物の新築、改築または除却土地の形状を変更する行為、竹木の伐採など、ただし、軽易な行為は除く 〈例〉深さ2メートル以上の掘削など
地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべり等防止法に基づき指定され、砂防指定地と同様に地すべりを誘発・助長する行為が禁じられている区域	知事の許可 地下水の誘致、水の放流、水の浸透などを助長する行為、工作物の設置、切土盛り土、立竹木の伐採、土石の採取など
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定され、がけ崩れ災害から人命を守るため、砂防指定地と同様に、崩壊防止工事の施工のほか、がけ崩れを誘発・助長する行為の制限が行われる区域	知事の許可 水の放流、水の浸透などを助長する行為、工作物の設置、切土盛り土、立竹木の伐採、土石の採取など
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	土砂災害防止法に基づき指定され、急傾斜地等の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域	警戒避難態勢の整備
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地等の崩壊が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域	特定開発行為に対する許可制 住宅宅地の分譲、社会福祉施設等のための開発行為 建築物の構造規制 建築物の移転等の勧告
土砂災害危険箇所	都道府県による調査	土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所の総称 土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりの発生する恐れがある箇所を調査し、人家や公共施設があるか、または将来に人家が立地する可能性がある箇所を抽出したもので、本県では、甲府盆地の中央部を除き、ほぼ全県に分布	
山地災害危険地区	山地災害危険地区調査要領	山崩れ、土石流、地すべりなどによって人家や公共施設などに直接被害をあたえるおそれのある渓流や自然斜面について調査を行い、地質や地形などから一定の基準以上の危険度であると判定した地区。山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区がある。	
保安林	森林法	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林には、水源の涵養保安林や土砂流出防備保安林などがある。	知事の許可 それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を伴う開発の場合。
地域森林計画対象民有林	森林法	森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、計画的に森林の育成や管理に努める森林。森林の公益的機能として水源の涵(かん)養、山地災害の防止、土壌保全及び快適環境等維持がある。	知事の許可 1haを超える開発

3 規制区域に設置する場合の条件について

規制区域に設置する場合の条件について

◎条例の方向性

⇒（１）防災上の安全対策（２）景観や環境への対策（３）地域住民との合意形成を柱として許可基準を設定してはどうか。

⇒許可基準の内容は、林地開発許可など既存の関係法令に準じた安全対策や住民との合意形成などとすべきではないか。

（１）防災上の安全対策

⇒土砂災害等の発生を助長させないよう、排水対策など防災上の安全対策を行わせるため、法令に規定されている基準（森林法に規定する林地開発許可基準など）を参考にしたらどうか。

（条例制定県の対応）

和歌山県：認定基準として森林法、土地造成等規制法の基準を適用

兵庫県：地盤、法面の保護、排水施設の設置・能力について基準を設け審査

規制区域に設置する場合の条件について

(2) 環境・景観への対策

⇒事業地周辺の動植物への影響や景観の変化について調査し、必要な対策を求める必要があるのではないか。

⇒環境アセスメント条例など既存法令を参考にしたらどうか。

(条例制定県の対応)

和歌山県：環境影響調査書を提出させ、周辺環境に及ぼす影響を総合的に評価

兵庫県：法面の緑化など周辺地域との調和を求める

(3) 住民との合意形成

⇒住民との合意形成に向け、事業者が行う住民とのコミュニケーションについて、客観的な立場から確認する必要があるのではないか。

⇒地域の事情を把握している市町村長に、意見を求める手続きをとってはどうか。

(条例制定県の対応)

岡山県：地域住民の理解が得られるよう適切な措置を求める

和歌山県：説明会の開催、住民意見の反映、会議録の添付

兵庫県：説明会の開催、住民意見の理解、説明実施記録の添付

4 施設の適切な維持管理等を 確保するために必要な事項

対象とする施設について

◎ 検討の視点

- ⇒ **新規設置はもとより、既に設置されている施設も含め、適切な維持管理を行わせる必要があるのではないか。**
- ⇒ **新設禁止区域に設置している施設は、事業用全施設（野立て10kW以上）を対象とすべきではないか。**

（条例制定県の対応）

各県とも維持管理については、新規設置時に事業計画書の中に管理方法や点検項目・頻度を記載させる程度であり、具体的な内容まで踏み込んで規定しているところはない。

また、既存施設に対しては、維持管理に関する手続きは定められていない。

■ 維持管理計画書の作成や点検結果報告などについて義務化すると、全国初となる。

施設の適切な維持管理等をさせる仕組み

◎ 検討の視点

- ⇒適切な維持管理の方法（基準）を示す必要があるのではないか。
- ⇒既存施設も含め、維持管理計画の作成や定期点検の実施を義務づけるべきではないか。
- ⇒事業終了後のパネルの適正な廃棄等を担保するための仕組みが必要ではないか。

(1) 維持管理の基準

維持管理を具体的に規定している関係法令がないため、現行のガイドラインをベースに検討。

■ ガイドラインによる事業地の維持管理（参考）

○ 定期的な点検の実施

- ・点検項目：地割れ、陥没、法面の亀裂、転石、洗掘、土砂の流出・堆積、など

○ 定期的な浚渫（泥上げ）の実施

- ・雨水側溝の清掃、調整池等の泥上げ など

○ 非常時の対応

- ・台風などの自然災害が予見される場合の事前点検の実施と事象通過後の点検
- ・地域住民や市町村との連絡体制の確保
- ・迅速な復旧（感電防止、有害物質の流出防止）

施設の適切な維持管理等をさせる仕組み

(2) 維持管理計画書の作成、定期点検の実施

- ・維持管理計画書を作成、提出を義務化
⇒一定規模以上の施設は提出を義務づけて、内容を確認する必要があるのではないか。
- ・維持管理基準を満たさない防災上不適切な施設に対して是正指導、措置命令等を行う。

(3) 定期点検報告書の作成

- ・定期点検報告書の作成、提出を義務化
⇒一定規模以上の施設は提出を義務づけて、内容を確認する必要があるのではないか。
- ・必要に応じて立入調査等を行い、状況を確認

施設の適切な維持管理等をさせる仕組み②

(4) 適正な廃棄の担保

⇒事業の開始段階等において、廃棄について記載させる必要があるのではないか。

⇒事業終了前に廃棄計画書を提出させ、適正な廃棄ができる計画となっているかを確認し、確実に実行させるべきではないか。

※廃棄費用については、2022年から国による外部積立制度が開始される。

(条例制定県の状況)

- ・岡山県：事業終了届の提出（適正な撤去・廃棄・処分、周辺的环境保全）
- ・和歌山県：廃止に関する実施計画書の提出(適正な撤去・処分、周辺的环境保全)
- ・兵庫県：廃止届の提出（適正な撤去・処分、撤去後の措置）

5 条例の実効性を担保する措置

条例に違反した場合の措置について

- ⇒不適切な施設に対して立入調査を行い、措置命令などにより強力に指導すべき。
- ⇒ FIT法では条例違反となった場合は、取り消し要件に該当していることから、条例の担保になる。
- ⇒改善命令等に従わない者は、事業者名の公表などの措置が必要ではないか。

- 立入調査、改善指導、勧告、措置命令等を行う。
- 措置（改善）命令を行ってもなお、是正しない事業者に対しては、事業者名の公表、過料、罰金等がある。

※公表などで条例違反が確定した場合は、国にFIT認定の取り消しを求める。

（条例制定県の状況）

- ・事業者名の公表：岡山県、和歌山県、兵庫県
- ・罰則：兵庫県

（参考）

FIT法施行規則抜粋

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

（認定基準）

第五条 法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

十四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。